様式２

秘密保持誓約書

 年 月 日

ビーベップ株式会社

代表取締役

隈田京子　殿

事業者名

代表者　　　　 印

（以下、「応募者」という。）は、ビーベップ株式会社が「大分県神社仏閣紹介冊子(英語)（以下、「委託業務」という。）への応募に関し、情報の秘密保持等について下記のとおり約束し、この誓約書（以下、「本書」という。）を提出します。

記

（秘密情報）

第１条 本書において「秘密情報」とは、その内容や情報の開示方法の如何を問わず、本件

に関して応募者に開示され、又は応募者が開示した全ての情報（本提案の内容、本提案への応募の事実、本提案への応募に際し応募者が提出した一切の資料、本提案の進捗状況並びに本件についてビーベップ株式会社及び応募者との間で協議等が行われているという事実を含みますが、これらに限られません。）をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除きます。

一 応募者が情報の開示を受けた時点でその情報が公知であったもの。

二 情報の開示を受けた後に応募者による本書の違反なくその情報が公知となったもの。

２ 本書の他の条項に定める場合又はビーベップ株式会社が別途書面により承諾する場合を除き、応募者は、次の各号を遵守することを誓約します。

一 自ら保有する自らの情報の秘密を保持する場合と同程度の注意をもって秘密情報を

厳に保持すること。

二 第三者に秘密情報を開示しないこと。

三 秘密情報を、開示された目的以外の目的では利用しないこと。

３ 本書の如何なる定めにかかわらず、応募者は、適用法令に基づき、又は法的手続において第三者への秘密情報の開示が強制される場合には、組織委員会に対し、事前にその旨を書面によって通知します。

４ 応募者が前項の理由により秘密情報の開示を行う場合には、法的に開示することが必

要な最小限の範囲の秘密情報のみを開示し、かつ、本書と同様の秘密保持義務を開示先

（法令上の守秘義務を負う者を除く。）に課すことができるよう最大限努力します。

５ 応募者は、ビーベップ株式会社の書面による承諾をもって、秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に本誓約書と同様の秘密保持義務を課すものとします。かかる第三者による当該秘密保持義務違反があった場合、応募者は、ビーベップ株式会社に対して、当該第三者と連帯して責任を負うことに同意します。

（秘密情報の返還）

第２条 応募者は、ビーベップ株式会社が要望した場合にはいつでも、ビーベップ株式会社の要望に従い、自ら保有し若しくは管理する秘密情報の媒体並びにその全てのコピー、複製物、要約物、分析物、抜粋及びその他ビーベップ株式会社が指定する物をビーベップ株式会社に対して速やかに返却するか、又は速やかに破棄するものとします。

（誓約違反）

第３条 応募者が本書に違反した場合には、ビーベップ株式会社は、本書において規定されるものの他、応募者に対し、差止め請求その他の方法による救済措置を講じることができるものとし、応募者はこれらの措置に従います。

２ 応募者が本書に違反した場合には、応募者は、当該違反に関連してビーベップ株式会社に発生した全ての費用（合理的な弁護士費用その他の法的な観点で必要となる費用を含みますがこれに限られません。）をビーベップ株式会社に対して賠償します。

（その他）

第４条 応募者は、ビーベップ株式会社が応募者その他の第三者に対し、ビーベップ株式会社が開示する秘密情報の正確性、完全性、妥当性に関して何らの表明又は保証を行っておらず、また、秘密情報を最新の情報に更新する義務又は秘密情報の不正確さや不完全さに関する通知義務を負うものではないことを確認します。